

納税通知書等送付先の届出書ご提出の際は、以下の事項をご確認ください

届出書を提出していただく必要がある方

- ①**送付先設定**…住民登録地以外の場所に納税通知書等の送付を希望する場合
- ②**送付先変更**…すでに送付先を設定されている方が、送付先住所（氏名）を変更する場合
- ③**送付先解除**…送付先設定をされている方が設定を解除し、住民登録地へ送付を希望する場合

- ・届出書の提出にあたっては、送付先（受取人）からの承諾を得てください。
- ・法人の場合は、法人代表者印を押印してください。（本人確認書類は不要）
- ・送付先住所（氏名）を変更する場合や、送付先設定を解除（住民登録地へ送付）する場合は、改めて届出書の提出が必要です。
- ・郵便物が送付先に届かない場合は、送付先設定を解除することがあります。
- ・送付先設定の届出を行い税金が未納となった場合は、それに付随する書類（督促・催告書）についても送付先住所へ送付します。
- ・ご不明な点等ありましたら、下記まで連絡ください。

次の場合は別の様式をご請求ください。（税金に関する通知に限る）

○納税義務者がお亡くなりになった場合

お亡くなりになった方分の通知書等を送付させていただくため『固定資産現所有者申告書』の提出をお願いします。

※通知書の送付先を指定いただくための届出であり、固定資産などの相続の手続き（法務局への登記手続きなど）は別途行う必要があります。

○海外等に転出する場合

海外等へ転出されるなどの理由により、納税等に支障のある場合（書類の受領や納税ができなくなる場合）は『納税管理人選定（変更）申告書（申請書）』の提出をお願いします。

【問合せ先】 小牧市役所 総務部 資産税課
〒485-8650 小牧市堀の内三丁目1番地
電 話 0568-72-2101（代表）

償却資産係（内線115） 0568-76-1115（直通）
土 地 係（内線116） 0568-76-1116（直通）
家 屋 係（内線177） 0568-76-1177（直通）